

化学物質の環境リスクの低減

～ダイオキシン類等の有害物質による環境負荷の低減～

化学物質の排出量

【重点分野の目標の達成状況】

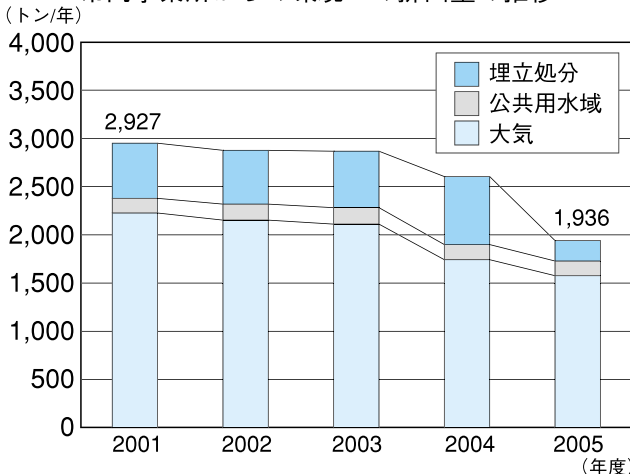
■PRTR法対象物質の総排出量

【目標：2001年度を基準年度とし、2006年度までに30%削減】

2005年度排出量合計は1,936トンであり、2001年度排出量合計の2,927トンに比べて34%減少
(2006年度(2005年度実績)の届出事業所数は240で、届出物質数は131)

1999年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)に基づき、対象事業者は、人や生態系に有害なおそれがある対象物質の前年度の環境への排出量及び当該事業所の外への移動量について市を経由して国へ提出することが2002年度から義務付けられています。

市内事業所からの環境への排出量の推移



※2003年度分の届出から届出事業所の対象物質となる年間取扱量の要件が5トンから1トンに引き下げられました。

リスクコミュニケーションの推進

市民、事業者を対象とした化学物質と環境に関するセミナーを開催し、市民、事業者、行政間の情報交換を通じて、市民の化学物質に対する理解を深めるとともに、事業者における化学物質の自主管理を促進することにより、化学物質による環境リスクの低減を進めています。



ダイオキシン類

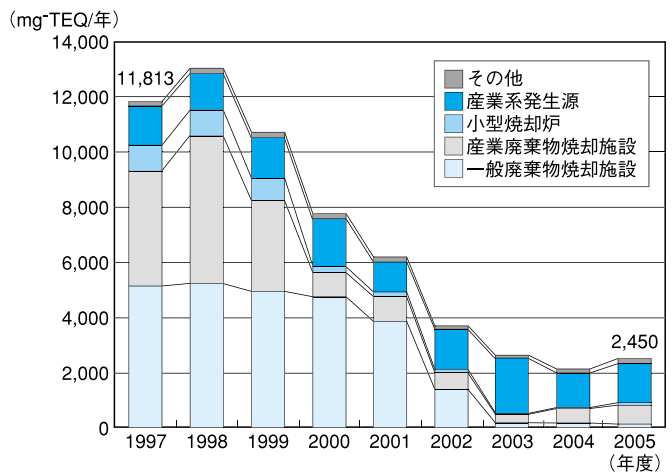
大気、水質、土壌等におけるダイオキシン類環境調査の結果、すべての地点で環境基準を達成しました。【目標：達成率100%】

市内における環境濃度調査結果

調査対象	地点数	2006年度調査結果		環境基準	
		平均値	濃度範囲		
大気	一般環境	3	0.043pg-TEQ/m ³	0.6以下	
	処理センター周辺	20	0.066pg-TEQ/m ³		
公共用水域	水質	河川	10	0.17 pg-TEQ/L	1以下
		海域	5	0.084pg-TEQ/L	
	底質	海域	5	28 pg-TEQ/g	150以下
		地下水質	13	0.044pg-TEQ/L	1以下
土壌	30	3.1 pg-TEQ/g	0.0041~20	1000以下	

大気及び公共用水域へのダイオキシン類の排出量は、ダイオキシン類対策特別措置法が施行となった2000年以降、年々減少しており、2005年の排出量は2004年度より若干増加したものの、1997年の排出量と比べて79%減少しました。

市内におけるダイオキシン類の排出状況



内分泌かく乱化学物質等

本市では、内分泌かく乱化学物質等の未規制化学物質について、環境調査を実施しています。2006年度は魚類に対して内分泌かく乱作用があると推察されている物質、生体ホルモン物質、PRTR法に基づく届出において公共用水域に排出がある物質などから10物質を選定し、水質(7地点)及び底質(3地点)を調査しました。

■調査の概要

- ◇水質で5物質、底質で5物質が検出されました。
- ◇予測無影響濃度が定められているノニルフェノールと4-*t*-オクチルフェノールについては、すべての調査地点でその濃度を下回っていました。

※予測無影響濃度：魚類に対し内分泌かく乱作用の影響がないと予測される水中濃度